

平成十五年八月五日受領
答弁第八三三号

内閣衆質一五六第八三号

平成十五年八月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出地下駅における火災対策設備の現況に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出地下駅における火災対策設備の現況に関する再質問に対する答弁書

一の1及び3について

御指摘の国土交通省の調査（「地下駅における火災対策設備の現況について」。以下「本件調査」という。）によつて現在の火災対策基準（「地下鉄道の火災対策の基準について」（昭和五十年一月三十日付け鉄総第四十九号の二運輸省鉄道監督局長通達）及び「地下鉄道の火災対策の基準の取扱いについて」（昭和五十年二月十四日付け鉄土第九号運輸省鉄道監督局民営鉄道部土木電気課長通達）をいう。以下同じ。）に一部適合していないことが判明した地下駅の火災対策設備の整備（以下単に「整備」という。）については、既に整備計画（整備が完了する予定時期等を定めた計画をいう。以下同じ。）を策定した鉄軌道事業者からの報告によれば、整備の完了予定時期は、別表第一のとおりであり、また、現在、整備計画を策定中の鉄軌道事業者からの報告によれば、整備計画の策定完了予定時期は、別表第二のとおりである。

一の2について

鉄軌道事業者からの報告によれば、本件調査によつて現在の火災対策基準に一部適合していないことが

判明した地下駅のうち、既に整備が完了した地下駅は、別表第三のとおりであり、また、現在整備中の地下駅は、別表第四のとおりである。

二について

お尋ねの「地下駅の安全性基準」とは、現在の火災対策基準のことを指すものと解されるが、国土交通省において、地下鉄道の火災対策について総合的な検討を行っているところであり、今年度中を目途にその取りまとめを行い、その結果を踏まえて、現在の火災対策基準の取扱いについて検討する予定である。

三について

本件調査によって現在の火災対策基準に一部適合していないことが判明した地下駅については、整備の状況を適宜、把握し、公表することとしている。当面は、整備が完了した地下駅について、毎年度把握し、公表したい。

別表第一

鉄軌道事業者名	整備の完了予定時期
札幌市交通局	平成二十五年
横浜市交通局	平成十八年度
東京急行電鉄株式会社	平成二十五年
名古屋鉄道株式会社	平成十七年度
京阪電気鉄道株式会社	平成二十五年

(注) 小田急電鉄株式会社については、既に整備を完了している(別表第三参照)。

別表第二

鉄軌道事業者名	整備計画の策定完了予定時期
帝都高速度交通営団	平成十六年度
東京都交通局	平成十六年度
名古屋市交通局	平成十六年度
大阪市交通局	平成十五年度
京成電鉄株式会社	平成十六年度
京王電鉄株式会社	平成十六年度
近畿日本鉄道株式会社	平成十六年度
阪急電気鉄道株式会社	平成十六年度
阪神電気鉄道株式会社	平成十六年度
神戸電鉄株式会社	平成十六年度
神戸高速鉄道株式会社	平成十六年度
北大阪急行電鉄株式会社	平成十六年度

別表第三

鉄軌道事業者名	東京都交通局	名古屋市交通局	小田急電鉄株式会社
駅名	小川町	平安通	新宿
整備内容	防火戸の整備	避難誘導設備、排煙設備、防火区画及び 消火設備の整備	空気呼吸器及び防火戸の整備
整備の完了時期	平成十五年四月	平成十五年三月	平成十五年六月

